

別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	木材利用促進法による公共施設		本事業の対象(延床10㎡以上、ただし、住宅部分を)
		国又は地方公共団体が整備(法第2条第1項第1号)	民間が整備(法第2条第1項第2号、令第1項)	
一戸建ての住宅	08010	1号		×
長屋	08020	1号		×
共同住宅	08030	1号		×
寄宿舎	08040	1号		×
下宿	08050	1号		×
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	1号		○
幼稚園	08070	1号	令第1号	×
小学校	08080	1号	令第1号	×
義務教育学校	08082	1号	令第1号	×
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	1号	令第1号	×
特別支援学校	08100	1号	令第1号	×
大学又は高等専門学校	08110	1号	令第1号	×
専修学校	08120	1号	令第1号	×
各種学校	08130	1号	令第1号	×
幼保連携型認定こども園	08132	1号	令第1号	×
図書館その他これに類するもの	08140	1号	令第5号	×
博物館その他これに類するもの	08150	1号	令第5号	×
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	1号		×※1
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	1号	令第2号	×
保育所その他これに類するもの	08180	1号	令第2号	×
助産所	08190	1号	令第2号	×
児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。)	08210	1号	令第2号	×
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230	1号		△※4
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240	1号	令第3号	×
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250	1号	令第3号	×
病院	08260	1号	令第3号	×
巡査派出所	08270	1号		×
公衆電話所	08280	1号		×
郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290	1号		△※2
地方公共団体の支庁又は支所	08300	1号		×
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	1号	令第6号	×
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	1号	令第7号	×
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	1号		×
工場(自動車修理工場を除く。)	08340	1号		△※4
自動車修理工場	08350	1号		△※4
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	1号		△※4
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370	1号	令第4号	×
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380	1号	令第4号	×
マーチャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390			○
ホテル又は旅館	08400	1号		△※4
自動車教習所	08410	1号	令第1号	×
畜舎	08420	1号		△※4
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	1号		△※4
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438			○
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	08440			○
飲食店(次項に掲げるものを除く。)	08450			○
食堂又は喫茶店	08452			○
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	08456			○

別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	木材利用促進法による公共施設		本事業の対象(延床10㎡以上、ただし、住宅部分を
		国又は地方公共団体が整備(法第2条第1項第1号)	民間が整備(法第2条第1項第2号、令第1項)	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458			○
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460	1号		△※4
事務所	08470	1号		△※4
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480			○
自動車車庫	08490	1号		△※3
自転車駐車場	08500	1号		△※3
倉庫業を営む倉庫	08510			○
倉庫業を営まない倉庫	08520	1号		△※4
劇場、映画館又は演芸場	08530			○
観覧場	08540			○
公会堂又は集会場	08550	1号		△※4
展示場	08560	1号		△※4
料理店	08570			○
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580			○
ダンスホール	08590			○
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600			×※1
卸売市場	08610	1号		△※4
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	1号		△※4
その他	08990	1号		△※4

※1 本事業の対象としない

※2 個人が事業主体である特定郵便、簡易郵便局舎のみを対象とする

※3 公共施設に付属するものは本事業の対象としない

※4 ただし、民間が事業実施主体であるものを本事業の対象とする